

「地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令案、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令案及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
<p>① 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員は、現在、協会けんぽに加入しており、今般の改正で、2 か月以上の雇用が見込まれる場合等に共済組合に加入することとなるが、元々当該会計年度任用職員は「年度契約」であり、健康保険が適用できていれば、それで良いのではないかと。</p> <p>今回の改正に対して、具体的な説明と周知を求める。</p> <p>② 施行日以降、健康保険が共済保険となる場合、任意継続について「協会けんぽから共済組合に移行した場合、被保険者期間がゼロカウントから始まってしまう」という不利益となる事は避けるための、上記内容を含め改正を要望する。</p> <p>また、公務員が国・県・市町村を跨ぐ場合、同様に共済組合の加入期間はゼロカウントから始まってしまうという不利益は無いよう、改正を要望する。</p>	<p>① 地方公務員共済組合制度における短期給付については、健康保険制度の代行制度であるとともに、健康保険にはない休業給付や災害給付を行うなど、組合員の相互救済による職域保険的な性格をも併せ持った制度となっております。</p> <p>今般、政府において働き方の多様化に伴う短時間労働者に対する待遇改善が進められている状況を踏まえ、地方公務員共済組合制度においても、短期給付に係る短時間労働者への適用拡大を実施することとし、一定の要件を満たす者を組合員とするよう改正を行うものです。</p> <p>なお、改正内容については、共済組合や各自自治体に周知を行う予定です。</p> <p>② 健康保険法における任意継続被保険者の加入期間要件は 2 か月、地方公務員等共済組合法における任意継続組合員の加入期間要件は 1 年であり、今般の法改正により、期間算定に不利益が生じる者が想定されます。このため、政令案附則において、当該者が施行日前に健康保険の被保険者であった期間を地方公務員等共済組合の組合員であったものとみなし、任意継続組合員の要件を判断することとしています。</p>	なし

① 今回の改正では、令和4年10月1日より、この臨時的任用職員については、長期給付の適用を除外する改正を行うという認識でよろしいのでしょうか。

そうすると、平成30年10月18日付けで、総務省自治行政局公務員部長が発出した『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について（通知）』については、見直しの通知を発出するのでしょうか？ 令和2年4月から、任用の日より、長期給付を適用するとしてきたにも関わらず、令和4年10月から適用しないとする理由をご説明ください。

臨時的任用職員であっても、「常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの」に該当すれば、すなわち、13か月目、からは、長期給付も適用されるという理解、解釈でよろしいのでしょうか？

たとえば小中学校の教員で、令和2年4月から1年間臨時的任用職員として任用され、令和3年4月からまた1年間臨時的任用職員として任用されている場合、結果として、13か月が経過しているので、令和4年10月の改正施行時においては、長期給付も短期給付等と同様に、適用され続けるという解釈でよろしいのですか。

それとも、やはり、長期給付は適用除外となり、共済組合には長期給付のみ、資格喪失届を提出し、日本年金機構に、あらたに第1号厚生年金被保険者としての資格取得届を提出するということになるのですか？ 日々行っている職務は全く変わっていないのに、法令が改正されたからといって、10月1日から突然、臨時的任用職員については、長期給付を適用しないというのはいかかなものかと思います。

② くわえて、地方公務員災害補償法第2条第1号に規定する「職員」については、変更はないという認識でよろしいのでしょうか、あわせてお伺いいたします。

① 臨時的任用職員については、退職年金の受給権者となるために必要な1年以上の引き続く組合員期間を有しないものがあることを踏まえ、短時間勤務者に対する社会保険の適用の見直し等を図る年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）による地方公務員等共済組合法の改正において、退職年金がその一部をなす長期給付の適用対象から除外することとしました。したがって、勤続期間が12か月を超えた場合も長期給付は適用されません。

なお、『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について（通知）』については、見直しの通知を発出する予定です。

また、手続については、任命権者が共済組合に長期給付の適用除外に係る報告書を提出し、日本年金機構に新たに第1号厚生年金被保険者としての資格取得届を提出することになります。

② 今般の法改正は、被用者保険（厚生年金保険及び健康保険）の適用範囲が拡大されることに併せて、共済制度においても、短期給付に係る短時間労働者への適用拡大を実施するものです。

なお、地方公務員災害補償法に規定する「職員」に関してのお尋ねについては、同法の解釈となりますので回答いたしかねます。

③ 本改正後の政令に定める要件を満たす場合には、短期組合員の資格を取得します。お尋ねいただいた第1号厚生年金被保険者となるかについては、今回の改正内容と直接の関係はなく、厚生年金保険法の解釈となりますので、回答いたしかねます。

④ 令和4年10月1日前に障がい者特例により老齢厚生年

なし

- ③ 障がい者特例に該当する会計年度任用職員が市長部局で、週の所定勤務時間が24時間で、任用期間が令和4年4月1日から令和4年12月末日までで、賃金月額が8万8千円を超えている場合、同年10月1日より、あらたに短期組合員として資格を取得することになり、厚生年金保険については第1号厚生年金被保険者として資格を取得するようになるという理解でよろしいでしょうか。
- ④ この事例で、障がい者特例の「老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置」の適用を受ける場合、その届書は、第1号厚生年金被保険者の資格を取得するので、資格取得届と同時に、管轄の年金事務所に提出すればいいのでしょうか？ それとも〇〇県市町村職員共済組合に提出するのでしょうか。
- ⑤ 上記の事例の該当者が、令和4年12月末日までは市長部局で、会計年度任用職員を務め、令和5年1月1日より同年3月31日まで、市教育委員会（市立図書館勤務）で会計年度任用職員に任用され、短時間労働者（短時間勤務者）の4要件を満たして資格取得する場合、任命権者が市長から教員委員会に変更になるが、障がい者特例の「老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置」の適用については、同一法人で雇用されていることには変わらないので、任命権者が変わったとしても、変更ない、継続されると考えてよろしいか？
- ⑥ この場合、市長部局では第1号厚生年金被保険者の資格喪失届を管轄の年金事務所に提出し（資格喪失日：令和5年1月1日）、同日に、市教育委員会が第1号厚生年金被保険者の資格取得届を管轄の年金事務所に提出します（資格取得日：令和5年1月1日）。一度、資格喪失の情報が年金事務所に入りますが、障がい者特例の継続は大丈夫でしょうか。
- ⑦ 厚生年金保険の被保険者数が101人以上500人以下の事業所（令和4年10月より特定適用事業所に該当）で、週20時間の労働時間で、6か月の雇用契約の期間で勤務していた人（月額賃金8万8千円以上、学生ではない）が、同時期に、市役所で、会計年度任用職

金を支給している実施機関にご提出をお願いします。（例えば、第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金であれば日本年金機構、第3号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金であれば地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会へご提出ください。）

- ⑤・⑥ お尋ねの件は今回の改正内容と直接の関係はなく、厚生年金保険法の解釈となりますので、回答いたしかねます。
- ⑦ 健康保険法第200条第1項の規定により、医療保険は共済組合の短期給付が優先して適用されますので、〇〇県市町村職員共済組合の短期給付が適用になります。
- ⑧ 保険料は、地方公務員共済組合に対して、短期給付及び福祉事業の掛金を納付することとなります。
- ⑨ ⑦のとおり共済組合の組合員となりますので、届書を提出する必要はありません。また、届書を本命令案で定める予定はありません。
- ⑩ 民間事業所と市役所それぞれにおいて第1号厚生年金被保険者資格を取得した場合の厚生年金保険料の取扱いについては、民間事業所間の兼業と同様に取り扱うこととしています。

【参考】「同時に複数の事業所で就労している者が、それぞれの事業所で被保険者要件を満たす場合、被保険者は、いずれかの事業所の管轄の年金事務所及び医療保険者を選択し、当該選択された年金事務所及び医療保険者において各事業所の報酬月額を合算して、標準報酬月額を算定し、保険料を決定する。その上で、各事業主は、被保険者に支払う報酬の額により按分した保険料を、選択した年金事務所に納付（健康保険の場合は、選択した医療保険者等に納付）することとなる。」（副業・兼業の促

<p>員として、やはり、任用期間6か月、週の勤務時間20時間で任用（月額賃金8万8千円以上、学生ではない）されていた場合（健康保険法上も、地方公務員等共済組合法上も、短時間労働者・短時間勤務者に該当）、医療保険は健康保険法が適用になり、協会けんぽに加入するのでしょうか。それとも、〇〇県市町村職員共済組合の短期給付が適用になるのでしょうか？</p> <p>⑧ 上記の場合、仮に、地方公務員等共済組合法の短期給付が適用になるとすると、保険料は、地方公務員共済組合に対して、短期給付の掛金のみを納付すればいいということでしょうか。協会けんぽに保険料は納付しなくていいという理解でよろしいのでしょうか？</p> <p>⑨ もし仮に、共済組合を選択する場合、日本年金機構の書式にある「健康保険 被保険者 所属選択 二以上事業所勤務届」のような届書を、地方公務員共済組合に提出する必要があるのでしょうか？ 今回の地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（案）に、この届書はあるのでしょうか？</p> <p>⑩ 厚生年金保険については、民間の特定事業所については、短時間労働者として第1号厚生年金被保険者（仮に、標準報酬月額が98,000円とする）となり、市役所においても、短時間勤務者として第1号厚生年金被保険者（仮に、標準報酬月額が104,000円とする）となった場合、厚生年金保険の保険料の納付はどのように取り扱うべきなのでしょうか？民間事業所にも、市役所にも、両方に、厚生年金保険料を納付するのでしょうか？ それとも、前記のように、医療保険を共済組合に選択したならば、厚生年金保険料についても、共済組合についてのみ、納付すればいいのでしょうか？ それとも、按分するのでしょうか？ その場合、標準報酬月額はいくらとなるのでしょうか？</p>	<p>進に関するガイドライン（令和4年7月改定）抜粋）。</p>	
--	----------------------------------	--

<p>今回のパブリックコメントの対象となる案件以外のご意見（1件） （サイバーセキュリティ対策その他幅広い政策分野に関するもの）</p>	<p>お寄せいただきました御意見に関しましては、今回の改正案の内容に含まれておりませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
--	--	-----------